

## II 愛玩動物飼育による動物由来感染症の対策の各論

### 1 愛玩動物飼育の効用

代表的な愛玩動物であるイヌとネコは愛玩動物/使役動物として家畜化されてから数千年から一万年以上の時間が経過し、飼い主ときわめて密接な関係を築き、信頼感や心理的な交流も生じている。

これら従来からの愛玩動物の一部には、盲導犬や聴導犬などの補助動物としての役割を果たすものもある。また最近では愛玩動物を飼育することによって、心臓の冠状動脈疾患後の生存率の向上、健康人における血圧の低下とストレスの解消、独居の高齢者や夫婦二人世帯における癒し効果など、飼い主の健康に利点をもたらされることも報告されている。さらに、動物介在療法の開発などにも積極的に利用されるようになり、人間にとって伴侶動物として重要な役割をはたしている。

一方、多くの小学校や幼稚園では、動物の飼育が命の尊さを教え、子どもに社会的な経験を与え、責任感をほぐくむなどの教育的、社会心理的効果を有することが認識され、さまざまな動物が飼育されている。

しかしこのような愛玩動物の持つ効用は、飼育することによって動物から人間への健康被害が発生しないことを前提として得られるものであり、その予防を目的として衛生管理を徹底することが重要となる。

### 2 愛玩動物を感染源とする動物由来感染症

人と動物が同じ病原体に感染して発症する疾患は動物由来感染症または人獣共通感染症と呼ばれ、そのほとんどは本来動物が保有する病原体が原因となる。

人に感染しうる病原体として、これまで千数百種類の寄生虫、原虫、真菌、細菌、ウイルスなどが報告されている。このうち重要な動物由来感染症の原因となるものは、世界的に200～300種類が知られ、現在わが国には100種類近くが存在するとされている。特に国内では、近年、狂犬病、ペスト、レプトスピラ症、炭疽など、致死率の高い疾患を中心に動物由来感染症は発生が認められなくなったり、発生数が減少してきた。

その要因として考えられることは、

- ・ 予防医学が進歩したこと
- ・ 日常的な公衆衛生対策の効果が現れたこと
- ・ 家畜衛生対策の徹底により、家畜由来感染症が激減したこと
- ・ 海外からの感染症の侵入やベクター媒介性感染症が比較的少ないこと

などがあげられる。

一方で、最近になって動物由来感染症のうち愛玩動物に由来する疾患（愛玩動物由来感染症）が増加する可能性が指摘されており、その原因として次のような社会的背景があげられている。

- ・飼育愛玩動物数が増加していること
- ・屋内での飼育が増加傾向にあること
- ・高齢者等の免疫低下者による愛玩動物飼育数が増加していること
- ・野生動物等のエキゾチックペットの飼育が行われていること

このように、愛玩動物と人との関係は、距離、時間共に緊密なものとなってきており、動物由来感染症予防の観点から愛玩動物は日常生活において最も注意を払うべき動物と理解される。

### 3 動物由来感染症の対策

感染症法では、国民に対して感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう求めている（感染症法第4条）。特に動物を飼育している人は、動物が感染症の原因となりうることを理解し、その予防に注意する必要がある。

**「感染症の予防及び感染症の患者  
に対する医療に関する法律」  
（平成10年法律第114号）**

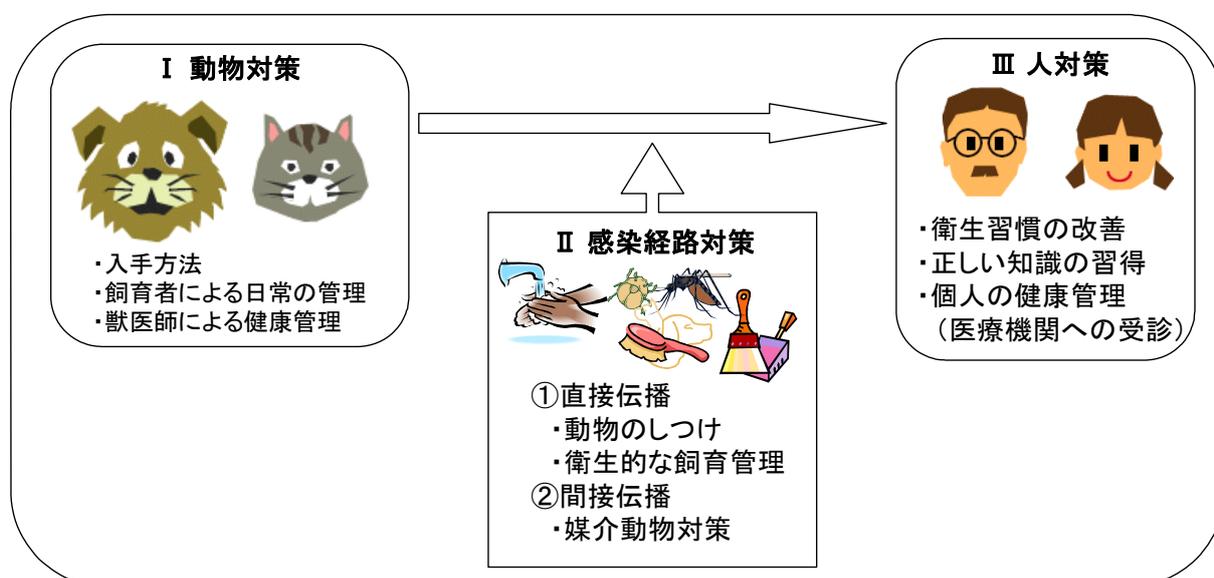
**第4条**

国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

動物由来感染症は、次に掲げる対策をはじめとした多角的な取り組みによって、感染の機会を減らし蔓延を予防することが可能となる。

- 1) 動物対策：動物の健康保持、抵抗性の増進(ワクチン接種など)、動物の適性に適した取り扱い、輸入動物対策、動物感染症の疫学調査・監視活動など。
- 2) 感染経路対策：飼育環境整備、動物との距離の確保、ダニ・ノミ等の害虫対策、動物のしつけなど。
- 3) 人対策：衛生習慣の改善、動物由来感染症に関する知識の習得、人の健康管理、行政による感染症情報の提供や、教育・啓発活動。

### 愛玩動物由来感染症対策



#### 3.1 動物対策

##### 3.1.1 病原体の保有動物、または感染源動物としての愛玩動物

動物由来感染症の病原体の保有動物、または感染源動物としての愛玩動物には、従来からの愛玩動物、エキゾチックペット、および学校飼育動物などに分類される。

##### ① 従来からの愛玩動物：

イヌやネコに代表される従来からの愛玩動物は数千年～1 万年以上もの長い時間を費やして人にとって最も好適な愛玩動物として適応してきた。その間、人への健康被害の原因となる病原体の清浄化も進められてきたものと思われるが、なお多くの感染症の原因動物となりうることが知られている。

## ② エキゾチックペット：

近年になって愛玩目的で飼育されるようになったげっ歯目動物、鳥類、爬虫類など、おもに海外を原産地とする動物はエキゾチックペットと呼ばれる。これらの動物は愛玩目的で輸入・販売されているが、多くが捕獲/保護された野生動物である可能性がある。

## ③ 学校飼育動物：

小学校等で、教育・愛玩目的で飼育されている学校飼育動物も動物由来感染症の感染源となる可能性がある。

### 3.1.2 具体的な動物対策

愛玩動物の選択・入手、日常的な健康管理に関し、具体的な対策を述べる。

#### ① 愛玩動物を選択・入手する際の留意点

愛玩動物は、ブリーダー、ペットショップ、動物保護センター等の収容施設、知人等からの入手や、保護（拾得）等がおもな入手経路となる。

これらの動物の健康状態は、入手元ごとに一般的に以下の傾向がある。

- ・ 衛生管理の徹底したブリーダーで生産され、衛生的な流通経路によって販売された動物の健康状態は良好な場合が多い。
- ・ 動物愛護センター等の収容施設では、希望に応じて健康状態の確認を行ってくれる場合が多い。
- ・ 知人から入手した動物や保護（拾得）により入手した動物には慎重な健康状態の確認を行うべきである。

いずれの場合も選択・入手時にはチェックシート1（19 ページ）を参考にその健康状態を確認するとともに、販売者や譲渡者に動物の特性や飼育管理に関する注意事項を確認し、飼育能力に応じた動物を選択することが望ましい。また、入手後2週間程度は環境の変化により動物の健康状態が不安定になる可能性もあることから、チェックシート2（20 ページ）を参考に特に注意深く健康状態を観察するとともに、獣医師による健康診断を受けることが推奨される。

#### ② 愛玩動物の日常的な健康管理での留意点

愛玩動物の日常の健康状態を良好に保つよう努めることは飼育している動物に対する飼い主の責務であるのみならず、飼い主への感染の危険性を低減させるために重要である。入手時と同様に、チェックシート3（21 ページ）を参考にその健康状態を十分確認する。さらに、感染症の危険要素を的確に判断することのできる専門知識を有している獣医師による定期的

な健康診断や検診を受け、感染等、疾病の早期発見と治療に留意して健康を管理することが望ましい。

特に、ダニなどの外部寄生虫や糸虫などの内部寄生虫感染の診断と駆除、予防接種や予防投薬による感染予防等は、動物のみならず、飼い主および周囲の人へ健康被害が拡散する可能性を最小限度のものとするためにも有効である。

動物が感染症に罹患している恐れがある場合は、他の動物に感染を広げる可能性もあるため、ドッグランや各種イベント会場に連れて行くなど、他の動物と接触させることは避けるべきである。

### 3.2 感染経路対策

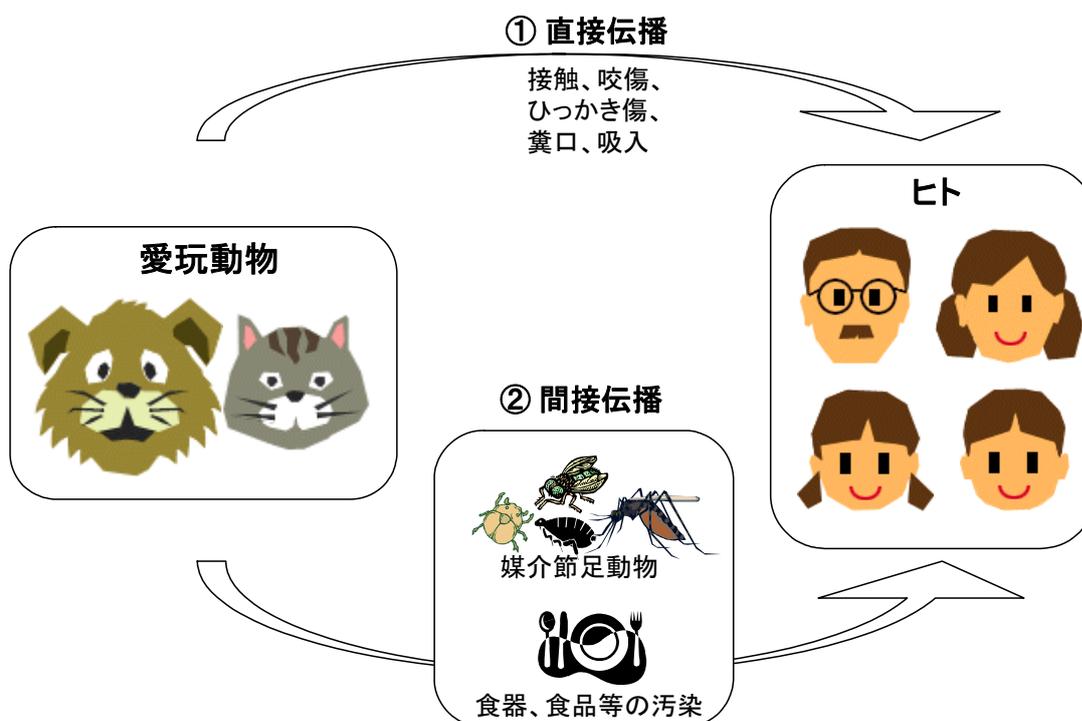
病原体の動物から人への伝播を防ぐ対策について述べる。

#### 3.2.1 愛玩動物から人への感染経路

病原体の伝播経路には病原巣・感染源である動物から直接ヒトにうつる直接伝播と、動物とヒトとの間に何らかの媒介物が存在する間接伝播の二つがある。

このうち愛玩動物からの感染経路の特徴として、人間との密接な距離と長い接触時間から、接触、引っ掻き傷、咬傷、などによる直接伝播が多いことがあげられる。また、糞中の病原体の経口摂取(糞口感染)、粉塵等の吸入感染、および節足動物等のベクター(媒介動物)を介した伝播もある。

### 愛玩動物由来感染症の感染経路



### ① 接触による感染

愛玩動物が皮膚病に罹患していたり、唾液、尿、糞などの排泄物が皮膚や毛に付着している場合には動物との接触が感染の原因となる可能性がある。

感染の予防には、動物との接触の後の手洗いを励行することや、飼育動物の健康状態に注意し、体表の清潔を保つことが重要である。

### ② 引っ掻き傷や咬み傷からの感染

愛玩動物による引っ掻き傷や咬傷自体は感染症ではないが、傷口から侵入した病原体が感染を引き起こす可能性がある。

動物の口腔内や体表に病原体が存在していても、動物には症状が現れない場合が多い。引っ掻き傷や咬傷を受けた場合は、早期に大量の流水を使って石けんでよく洗い、消毒薬を塗布し、傷口の状態により必要に応じて医師の診察を受けるべきである。

現在わが国には狂犬病は存在しないが、狂犬病の発生する地域で咬傷を受けた場合や、狂犬病の予防接種をしていない動物に咬まれた場合には、暴露後治療の必要性について保健所や経験のある医師による診察を受ける必要がある。

### ③ 糞口感染

愛玩動物の排泄物に触れた手指等を介して排泄物中の病原体が経口的に侵入して感染する可能性がある。これは手を無意識に口に持っていくことが原因となることが多く、特に子どもで感染に注意する必要がある。

感染の予防には、動物やその排泄物との接触の後の手洗いを励行することや、排泄物の処理時には手袋を着用すること、また、動物の飼育環境を清掃し、清潔に保つこと等が効果的である。

### ④ 吸入感染

愛玩動物の乾燥した糞や尿、脱落した皮膚や毛が飛散し、粉塵と共にこれらを吸入して感染する可能性がある。

感染の予防には、動物の飼育環境の衛生管理を徹底し、清掃時にマスク等の防護具を着用することが有効である。

### ⑤ ベクターを介した感染

愛玩動物に寄生しているダニ、蚊、ノミ、ハエなどがベクターとなって病原体を媒介する可能性がある。

感染の予防にはベクターの駆除や、昆虫忌避剤の使用等が有効である。

## 3.2.2 感染経路対策

一般に、健康な愛玩動物と通常程度の接触を行うことで感染症が伝播する可能性はきわめ

て低い。しかし、必要以上に密接な接触を行うことは感染の危険性を増大させることとなるため、避けるべきである。

9

**過剰な密接接触の例**

- ・口移して餌を与える
- ・口の周囲を舐めさせる
- ・同じ食器を用いる
- ・同じ寝具を使用する
- ・一緒に風呂へ入れる

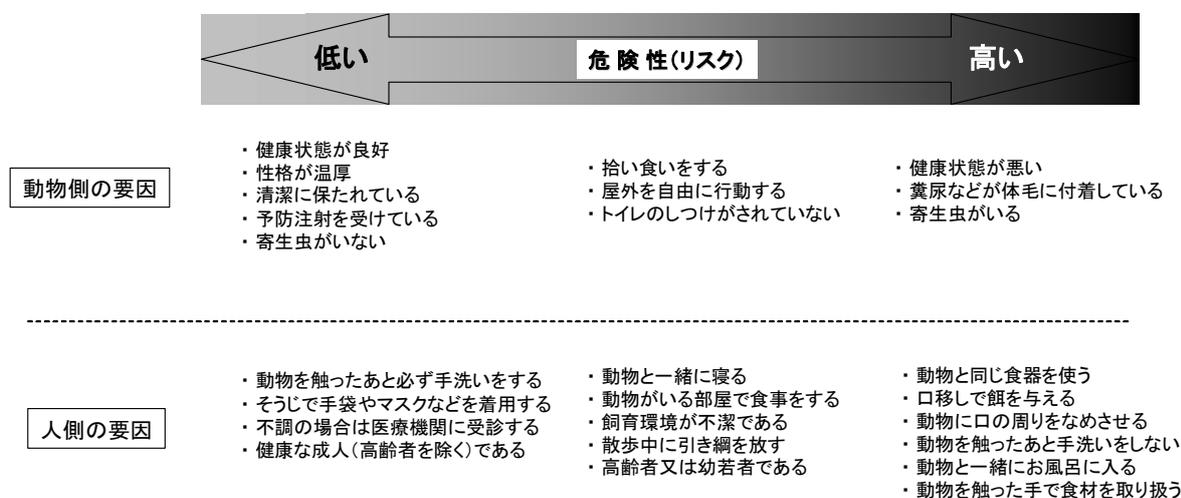
接触による病原体の伝播、外傷からの病原体の侵入および糞口感染に対しては、石けんと流水による手指等の洗浄が最も効果的な予防法の一つである。特に児童・小児は頻りに手を口にもってゆくことが多いため、糞口感染の機会が多い。このような糞口感染を防ぐためにも、子どもに対しては動物に触れたあとには必ず石鹸と水道水で手指等をよく洗浄する習慣をつけさせる。

動物に外傷がある場合、下痢をしている場合、よだれを垂らしている場合、目がただれている場合などは、動物が感染症に感染している可能性があるため、素手による世話を避けて手袋等を着用することが望ましい。また、このような場合、動物を獣医師に受診させると共に、素手で触れてしまった場合には石けんと流水でよく洗浄することを徹底する。

吸入による感染対策として、飼育環境の清掃等に当たって必要以上に粉塵を立てることは控え、状況に応じてマスク等を着用することも有効である。

ベクターによる病原体の伝播対策として、動物体表の観察と外部寄生虫の除去、飼育環境の整備、昆虫忌避剤の使用、感染予防薬の投与などを行う。

### 動物由来感染症のリスク要因



### 3.3 愛玩動物の衛生的な飼育習慣と飼育環境の衛生管理

愛玩動物から感染する機会が多いとされる感染症の多くに対しては、飼い主や接触者の個人的な衛生習慣の改善によって大きな感染予防効果が得られる。また、愛玩動物を衛生的な環境下で飼育することも感染症の発生を予防する上で重要である。

#### 望ましい衛生習慣

- ・愛玩動物と接触したあとの手洗いを励行する
- ・過度の密接な接触は避けるべきである。特に、口移しの給餌、食器の共用、寝具を共にする、入浴を共にする、などは行ってはならない
- ・動物の床敷きの交換、ケージや水槽の清掃にあたっては、汚れの程度や作業内容に応じてマスク、手袋、帽子、作業着、ゴム長靴等を有効に利用する
- ・乳幼児が愛玩動物と接触する場合には保護者が同席し、衛生対策を講ずる

#### 望ましい衛生管理

- ・飼育場所を清潔に保つ。室内飼育動物の場合には特に注意する
- ・室内で排便排尿をさせない
- ・動物の糞や尿は早期かつ定期的に除去・清掃する
- ・外部からの動物の侵入を防ぎ、感染症の侵入や拡散を防止する
- ・常に一般的な健康状態に注意する

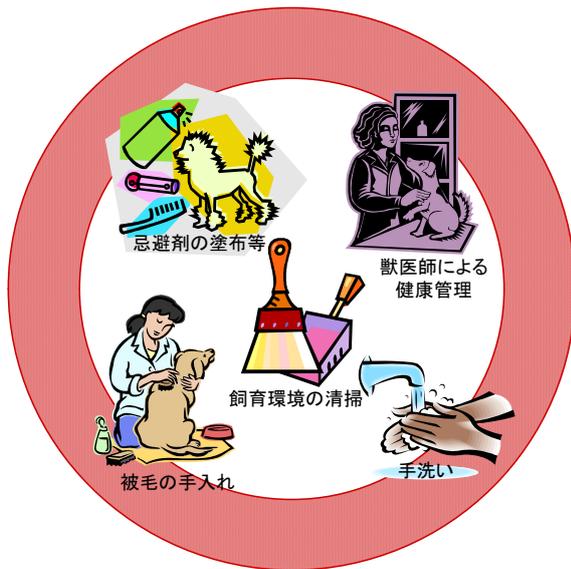
#### その他の注意

- ・衛生的な餌および水を過不足なく与える
- ・咬み癖や引っかき癖がつかないよう、温かな性格に育てる
- ・飼い主の免疫力が低下していると感染のリスクが高くなることから、医師の指示に従い、飼育・清掃等の作業を避けるなどの注意が必要

##### 《免疫状態が低下している可能性のある例》

- ・高齢者または乳幼児
  - ・移植手術に伴う化学療法などを受けている方
  - ・悪性腫瘍等の方
  - ・免疫能の低下を招く感染症に罹患されている方
  - ・糖尿病患者
- など

## 良い習慣の例



## 良くない習慣の例



### 3.4 学校飼育動物対策

これまで国内では、学校飼育動物が明らかに児童生徒の感染の原因となったことを示す報告はない。しかし、学校飼育動物の衛生管理は、動物の取り扱いや動物由来感染症に関する十分な知識のない児童によって行われることや、指導、監督の立場にある教職員にも動物や獣医学の専門家がないことから、特に徹底して行う必要がある。地域の獣医師と連携を保ち、飼育動物の健康保持に努めることは、最も好ましい解決の方法となる。

日常の飼育に当たっては、指導、監督の立場にある教職員は児童に対して飼育動物の習性等を周知させ、飼育場所の清潔を保ち、過不足のない給餌・給水を行うなど、家庭における愛玩動物の健康管理や感染予防対策と同様の措置を講ずる。日常の接触等においては、手洗いが最も効果的な感染予防措置であることを教え、石鹸と流水の利用が可能な手洗い設備を用意する。また、マスク、手袋、長靴などの感染予防具を準備し、児童には使用の目的と方法を習熟させ、清掃等の際には必要に応じてこれらを装着するなど、実際に使用することで感染を防止する。さらに、飼育場所への外部からの動物侵入を防ぎ、感染症の侵入を防止する。

さらに、感染症に罹患していたりその他の健康状態の低下している児童には、保護者や学校医等の助言により、動物の取り扱いや接近を制限する必要がある場合がある。

# 学校飼育動物対策

## 学校飼養動物の効用

- ・命の大切さの教育
- ・社会的な経験
- ・責任感の育成

等

## 適切な感染症対策

- ・動物の健康管理
- ・衛生的な飼育
- ・子どもの感染予防策等

## その他影響を与える要因

- ①教育者
  - ・飼育動物の衛生管理
  - ・子どもへの衛生教育
  - ・子どもへの飼育管理方法の指導
- ②獣医師
  - ・動物の健康管理
  - ・飼育者への普及・啓発
- ③行政
  - ・動物由来感染症の普及・啓発

等

## 学校飼育動物の問題点

- ・動物由来感染症による健康被害
- ・人の感染症が、子ども→動物→子ども、と広がる可能性を防ぐ

等

※適切な衛生管理で問題点の克服が可能。

### 3.5 エキゾチックペットの飼育管理

エキゾチックペットの衛生管理に関しては困難な問題が多い。

多くの場合エキゾチックペットは捕獲された野生動物であり、野生状態において各種の動物由来感染症の病原体を保有している可能性を否定することはできない。また、エキゾチックペットの感染症に関しては、世界的にも十分な研究・調査は行われておらず、適切な診断、検査、治療に関する獣医学的知見はきわめて限られている。

さらに、エキゾチックペットからヒトへの感染症には、わが国においては発生報告がほとんどなくなった感染症や、これまでに国内発生報告のない感染症などが含まれている。この場合は診断や治療に関する知見も少なく、患者発生時の対応には困難を伴うことも予想される。

このように、エキゾチックペットは、これらの感染症を直接家庭内へ持ち込む危険性があることから、エキゾチックペット由来感染症の感染予防としては、これらの動物を愛玩目的で飼育しないことが最も有効であり、一般家庭において愛玩目的で飼育すべき動物ではないと考えられる。カメやイグアナなどの爬虫類では 50～90%がサルモネラ菌を保菌しているとの報告もあり、特に感染リスクの高い乳幼児や高齢者のいる家庭では飼うべきではない。また、動物取扱業者（ペット販売業者等）はこのような感染症の知識の習得に努め、衛生的に管理し、販売に当たっては購入者に対して、飼育方法や感染症の危険性について十分な説明をした上で販売するように努めなければならない。

すでにエキゾチックペットを飼育している場合には、通常の愛玩動物以上に衛生管理を徹底し、人の食品を扱う台所等での飼育ケージや餌の容器等の洗浄や、室内での放し飼い等は避けなければならない。

#### エキゾチックペット飼育の危険性



## 4 愛玩動物由来感染症の知識の普及と啓発

### 4.1 行政機関の役割

国および地方公共団体は、愛玩動物飼育者に対し、教育活動、広報活動等を通して感染症に関する正しい知識の普及を図らなければならない。健康な動物を衛生的に飼育管理することで愛玩動物の持つ効用が大きくなることの理解を求めることも重要である。動物から人に感染する可能性のある感染症が存在すること、飼育者およびその家族が健康の異常を自覚して医療機関を受診する際には愛玩動物の飼育の有無や、飼育している愛玩動物の健康状況に関しても医師に告げるべく指導することが望まれる。

愛玩動物由来感染症に関する知識の普及の目的で広報誌、講演会、インターネット、各種冊子、マスメディア等を利用することは大きな効果が期待できる。これらの広報活動においては、前段 3.1 および 3.2 で述べた動物対策と感染経路対策について重点的に実施する。

その他、医師会、獣医師会、薬剤師会等の医療関係者や、教育委員会、動物取扱業者等の関係者にも愛玩動物由来感染症対策についての協力を求めることが望ましい。

動物由来感染症を知っていますか？

動物達とふれあう前に、海外に行く前に、ちゃんと知っておこう！！

# 動物由来感染症を知っていますか？

動物由来感染症とは？

**実際にあったこんな話**

海外旅行先で、もちろん日本でもおこっているこんなこと  
ご説明します

ヨーロッパ アフリカ 中東 アジア 東南アジア オーストラリア 日本国内 アメリカ

◆ペットを飼っている人はもちろん飼っていない人も知っておきましょう

**注意すること**は？ **予防対策**は？ **相談できる場所**は？ **リンク**

◆動物由来感染症についていろんな研究・対策が行われています

**もっと詳しく知りたい方へ（専門家の方へ）**

◆海外から日本へ動物を持ち込む際の注意点

**海外から日本へ動物を持ち込む方へ**

厚生労働省 健康局 情報感染症課 厚生労働省のホームページへ

TOTAL 1 TODAY 0 YESTERDAY 4

「動物由来感染症を知っていますか？」  
ホームページ

## 4.2 獣医師の役割

獣医師その他の獣医療関係者には、国および地方公共団体が講ずる施策に協力で、動物由来感染症の予防に寄与することが求められている（感染症法第5条の2第1項）。このため、日ごろより動物由来感染症の専門知識の習得に努めるとともに、動物の診療の際には、動物由来感染症を念頭に置いた措置と飼育者への指導・教育により動物由来感染症の予防に寄与すべきである。また、同法第13条に基づき、届出の対象となる感染症の診断をしたときには、必要事項を最寄りの保健所を経由して都道府県知事に届出なければならない。

## 4.3 医師の役割

医師その他の医療関係者には、国および地方公共団体が講ずる施策に協力して、感染症の予防に寄与するよう努めるとともに、患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うことが求められている（感染症法第5条）。感染症が疑われる患者の診断・検査に当たっては、人の感染症のおよそ60%が動物由来であるとされていることを踏まえ、動物との関わりについて問診することが診断の一助となりうることを確認する。また、飼い主の免疫状態が何らかの理由により低下していると考えられる場合には、特に愛玩動物との接触や衛生的な飼育管理等に留意し、動物由来感染症に対する予防を心がけるよう指導する。また、同法第12条に基づき、届出の対象となる感染症の診断をしたときには、必要事項を最寄りの保健所を経由して都道府県知事に届出なければならない。

## 4.4 動物取扱業者の役割

ペットショップ等の動物等取扱業者には、輸入、保管、貸し出し、販売、または展示する動物やその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識や技術を習得し、動物等の適切な管理を行うことが求められている（感染症法第5条の2第2項）。その他、動物の愛護および管理に関する法律に基づく規定を遵守する義務がある。

動物取扱業者においては、多種類の動物が多数飼育されていることが多いこと、動物の出入りが頻繁にあること、幼齢の動物を多く取り扱う傾向にあることを踏まえると、感染症の侵入の危険性が高く、またひとたび侵入するとその感染症が蔓延する可能性が高いと考えられる。このことから、動物の飼育管理に当たっては、日常の観察を十分行うことはもとより、十分かつ個体に適した餌を与え、飼育環境を整備することで動物のストレスを軽減させるよう努めるとともに、感染症の予防のために必要な予防注射を受けさせることが望ましい。また、閉鎖的な環境での多数の動物の飼育作業では飼養管理者が動物由来感染症に暴露されやすい状況にあることを十分認識し、マスクや手袋、ゴーグルの着用などの必要に応じた感染防御措置をとるとともに、異常を感じた場合は速やかに医療機関を受診するなど、自己の健康管理を十分行うことが重要である。

販売に際しては、購入者に対して、動物の特性、飼育方法、飼育に伴う問題点等を十分説明するとともに、動物由来感染症に関する知識の普及に協力する責務があることを自覚する。

## おわりに

本ガイドラインでは、健康な愛玩動物の飼育には大きな効用があることを説明し、これらの効用を減ずることなく飼育を行うためには、適切な愛玩動物由来感染症対策が重要であることを述べた。学校飼育動物に関しても、児童への感染予防の観点から適切な衛生管理が必要であることを説明した。

これらの対策として、動物から人へうつる感染症が存在することを十分に認識した上でイヌやネコをはじめとした従来から飼育されている愛玩動物由来の感染症については、動物の日常的な健康管理、清潔な飼育環境の整備、および接触後の手洗いなどの個人的な衛生習慣の確立を行うことで感染の可能性が低減できることを示した。

一方、いわゆるエキゾチックペットなどの野生由来動物を愛玩目的で飼育することは、それらが持つ感染症の実態が不明であることから好ましくないことを説明した。

動物由来感染症に対する予防は、必ずしも感染症に関する専門的な知識を必要とするものではなく、基本的な衛生習慣の励行等の衛生管理対策によって可能であり、愛玩動物の飼育によって得られる利益が感染の危険性をはるかに上回るものとなることを示した。

愛玩動物とのよりよい関係を築き、動物由来感染症を防ぐためには、動物飼育者、病院・動物病院、医師会・獣医師会、動物取り扱い業者、国・地方公共団体による取り組みを強化し、それぞれの責務を果たすことが望まれる。

### 動物由来感染症対策に関する普及・啓発

